

2027 年水戸の梅大使 募集要項

1 目 的

2027 年水戸の梅大使（以下「梅大使」という。）は、水戸市の観光資源（歴史・自然・文化・特産品等）の魅力を広く P R し、観光地としての認知度向上及びイメージアップを図ることを目的とします。

2 業務内容

(1) 水戸の梅まつり期間中の来園者等へのおもてなし業務

- ・ 水戸の梅まつり（以下「梅まつり」という。）に関する来園者等へのおもてなし、偕楽園でのお出迎え
- ・ 関連イベントへの参加（五軒香梅ひな流し、水戸のひな流し、水戸の梅まつり実行委員会など）



(2) まつり・イベント、観光キャンペーン等への参加

- ・ 水戸黄門まつりをはじめ、一般社団法人水戸観光コンベンション協会事務局（以下「事務局」という。）が指定する各種観光キャンペーン等への参加（広報物の配布や特産品等の紹介など）



(3) 広報・P R 活動

- ・テレビ、ラジオ等への出演、SNS 等デジタルメディアを活用した PR 活動



(4) 表敬訪問

- ・梅まつり PR のため、首相官邸をはじめ、水戸市長、茨城県知事、水戸警察署等への表敬訪問
- ・梅まつりの安全祈願による常磐神社での奉告祭の参加



(5) 他の団体からの業務依頼

- ・表彰式の介添え、式典の補助など
(水戸のあじさいまつり、水戸黄門漫遊マラソン、各種全国大会・学会など)

3 応募資格

- ・梅大使になることを誇りに思い、節度ある態度で従事できる者であること。
- ・令和9年1月1日時点で満18歳以上であること。(高校生を除く。)
- ・事務局が指定した日に勤務ができること。(土日祝日・平日に関わらず梅まつり期間は毎週5日程度、それ以外は年間20日程度)
- ・水戸市内への通勤が可能であり、事務局が指定した場所に自ら行けること。(早朝、夜間の勤務が発生する場合があります。)
- ・ご家族、学校及び勤務先等の理解が得られる者。
- ・梅大使の勤務期間中に、他の観光大使等として活動していない者。

【留意点】

- ・梅まつり期間は、ほぼ毎日水戸市に来ることになりますので、市外・県外に在住の方は、その点を予め留意してください。（着物着用時の自転車移動は不可。）

4 勤務期間（事務局が指定した日）

期間	内容
令和8年12月初旬	研修会（着物の着方、接客マナー、美容、観光施設勉強会など）
令和9年1月	表敬訪問（総理大臣、茨城県知事、水戸市長、水戸市議会、水戸警察署、メディア等）
2～3月	梅まつり（2月11日から3月22日までのうち毎週5日程度）
1～12月	式典等の補助、観光PR（各種団体からの依頼）※月2～4日程度

※事務局が指定した集合時間には、化粧・身支度等を整えて出勤できること。

5 業務遂行上の遵守事項

(1) 品位の保持

- ・水戸市の観光資源（文化・歴史・特産品等）において、観光案内等に要する最低限の知識を身に付けていること。
- ・芸能人やアイドルとは一線を画し、水戸市のイメージアップを担う者としての自覚を常に保つこと。

(2) 規律の遵守

- ・事務局及び関係者の指示に適切に従うこと。
- ・正当な理由なく遅刻、欠勤を行わないこと。

【留意点】

- ・式典や表敬訪問に遅刻してしまうと、全体に迷惑がかかるのみならず、協会の信用失墜にもつながります。
- ・梅まつり期間は、早朝を含めた勤務がありますが、やむを得ない理由もなく当日欠勤してしまうと、梅大使をはじめ周りのスタッフに迷惑がかかります。
- ・家族や所属先の協力や理解が得られるよう努めてください。特に、学生の方は、梅まつり期間に大学の試験等が重なることが多いので、事前に学校と調整してください。（学校の授業等を理由に頻繁に休むことがないようにすること。）

(3) 服装

- ・事務局が指定する服装（和服、タスキ等）を着用すること。
- ・自宅から勤務地までの移動は、和装コート（みちゆき等）を着用し、寄り道をしないこと。また、移動中の写真撮影等の依頼は丁重にお断りすること。
- ・私服での移動は、節度ある服装を心がけること。

(4) 安全管理及び守秘義務

- ・来場者とのトラブル防止に努め、個人情報のもとより、業務上知り得た情報の取扱いには十分留意すること。特定の来場者への過度なサービス提供を控え、公平性を保つこと。写真撮影者への対応は最低限にすること。

6 勤務の条件

(1) 報酬

ア 梅まつりに関する業務に従事した場合

330,000 円

イ 各種団体からの依頼に従事した場合

1 日業務（4 時間超）は 10,000 円／回、半日業務（4 時間以下）は 5,000 円／回

ウ その他の業務（動画撮影等）

交通費（2,000 円）程度のギフトカード

エ 勤務期間終了後の特典

- ・着物（夏・冬）、草履、傘、小物入れ等
- ・100,000 円相当の商品券

【留意点】

- ・当該梅大使が指定された全日程を遂行できなかった場合は、報酬（特典を含む。）は支払われないことを予め留意してください。
- ・報酬は、居住地から水戸市までの交通費を含んでおりますので、市外、県外在住者は予めご理解願います。
- ・業務場所が県外の場合は、水戸駅から当該地までの旅費（宿泊費を含む。）を事務局が負担します。また、県外在住の方は、事務局が指定した場所からの旅費を事務局が負担します。

(2) 採用期間

1 年間（ただし、正当な理由なく遅刻、欠勤を頻繁に行ったり、研修会に参加しなかったりした場合は、梅大使を辞退していただく可能性があります。）

(3) 募集定員

5 名（ただし、応募者が基準に達しない場合は、その限りではありません。）

7 募集手続き

(1) 申込方法

所定の応募用紙に記入し、上半身、全身写真各 1 枚を添えて下記の申込み先へ持参又は郵送してください。（写真の加工は不可。）

(2) 申込み先

住所：〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎 1 階

宛先：一般社団法人水戸観光コンベンション協会事務局

(3) 応募締切

令和 8 年 9 月 2 日（水）17 時まで（郵送の場合は、当該日必着）

8 選考

審査員による面接審査となります。（書類審査はなし）

【審査会（予定）】

日時：令和 8 年 9 月 27 日（日）9 時 30 分から 16 時まで（1 次審査：午前、2 次
審査：午後）

会場 水戸市役所（水戸市中央 1－4－1）

※詳細については、9 月中旬を目途に、応募者全員あてに審査会開催通知を送ります。

9 お問い合わせ先

一般社団法人水戸観光コンベンション協会事務局：029-224-0441